

公立大学法人宮城大学学長選考会議 公示 2

令和4年9月2日
公立大学法人宮城大学学長選考会議
議長 阿部 博之

このたび、公立大学法人宮城大学学長選考会議は、学長となる理事長の資質及び能力に関する基準の一部を改正したので、公示します。

学長の資質及び能力に関する基準

(平成28年5月24日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人宮城大学学長の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関する規程（平成21年宮城大学規程第2号）第3条第1項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学の学長の資質及び能力に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(資質及び能力)

第2条 学長には、建学の精神及び大学の理念を継承しつつ、積極的に改革にも取り組みながら、社会の転換を見据えた質の高い教育研究を進め、これからの社会に求められる人材を輩出する高等教育を推進することにより、地域の発展に貢献する大学の長として、次の各条に定める資質及び能力が求められる。

(ビジョン)

第3条 大学を取り巻く様々な状況を的確に分析及び認識しつつ、未来を切り拓く本学の明確なビジョンを示し、それを対外的に広く発信し、並びに実現する資質及び能力を有すること。

(広い学問的識見と視野)

第4条 広く学問全体を見渡すとともに、国際的視点も強く意識しながら、本学の教育研究を推進する資質及び能力を有すること。

(使命感と情熱)

第5条 大学の理念と本学の明確なビジョンに基づき、教育研究に対する使命感と情熱をもって、大学の運営を行う資質及び能力を有すること。

(リーダーシップ)

第6条 人格が高潔であり、信頼できる幅広い人的ネットワークを活かし、強い意思とリーダーシップを発揮して大学の運営を行う資質及び能力を有すること。

(組織マネジメント力)

第7条 高い志と優れた能力を有する教職員を登用し、学内外の識者の力も結集しながら、大学の組織運営を行う資質及び能力を有すること。

(経営力)

第8条 本学の教育研究活動を持続的かつ発展的に推進するための財政基盤の確立に貢献し、大学の運営を行う資質及び能力を有すること。

(基準の見直し)

第9条 学長選考会議は、学長の選考に当たっては、必要に応じこの基準の見直しを行うものと

する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、改正後の基準は、公立大学法人宮城大学定款の変更（令和5年4月1日施行）附則第2項の規定に基づき行われる最初の学長の選考から適用する。